

専第 25 号

平成13年度熊本県一般会計補正予算 (第7号)

平成13年度熊本県的一般会計の補正予算 (第7号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 834,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 827,552,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成14年 1月15日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1 諸 収 入		1 貸付金元利収入	46,473,353	834,000	834,000	47,307,353	
			29,756,314			30,590,314	
歳 入	合 計		826,718,969	834,000		827,552,969	

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 31,860,588	千円 834,000	千円 32,694,588
	1 商 業 費	22,369,078	834,000	23,203,078
歳 出 合 計		826,718,969	834,000	827,552,969

第2表 債務負担行為補正 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額 千円	期 間	限度額 千円
金融庁清化特別資金損失補償 金融機関が金融庁清化特別資 金として総額150億円の範囲内 で融資した資金について熊本県 信用保証協会が保証債務の履行 をした場合の損失補償	平成13年度 ～平成21年度	150,000	平成13年度 ～平成21年度	225,000

熊本県告示第百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、平成十四年二月二十五日から、別図一に示す町の区域及び名称を別図二に、別図三に示す町の区域及び名称を別図四に示すとおり変更する旨熊本市長から届出があつた。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（別図一、別図二、別図三、別図四、処分の内容）